

倉吉版経営持続化支援事業(追加対策分)

市では今年(令和3年)の売上与前年(令和2年)または前々年(令和元年)の売上とを比較し、ひと月の売上が50%以上減少している事業者の皆さまに対する新たな支援制度を創設しました。令和3年3月16日から受付を開始しており、**今年の1月から3月の売上が条件に該当する事業者さま**は現に申請が出来ますので、ぜひご利用ください。

①一般支援型

【条件】令和3年1～12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ50%以上減少

【対象】全業種

【支援】法人：一律20万円、個人事業者：一律10万円

②特別支援型

【条件】令和3年1～12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ1,000万円以上減少

【対象】飲食・宿泊サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス業、観光関連業種(お土産・梱包資材製造、旅行運送業等)

【支援】一律50万円

申請可能な方(条件に該当すれば①一般支援型と②特別支援型の併給可能)

- ・市内事業者：その本社・本店または主たる事業所が倉吉市内にある事業者
※個人事業者であれば、本人住所が市外でも店舗が市内にあれば交付可能
- ・本社・本店が市外にある事業者【新規追加】
事業所が市内にあり倉吉市に納税がありかつ市内に勤務する従業員が全従業員の1/2以上または市内に勤務する従業員が100名以上である事業者

申請に必要な書類(申請期限：令和4年2月28日)

- ①交付申請書(自署の場合は押印省略可)※市HPから入手できます
- ②振込先口座のわかる資料(通帳、キャッシュカードの写し等)
- ③個人事業者の場合、公的な身分証明書の写し(運転免許証等)
- ④対象月の売上台帳等(令和3年)
- ⑤売上を比較する年の確定申告書類(令和2年または令和元年)
→申告の義務のない方及びその他相当の事由により提出できない場合
住民税の申告書類の控え(收受印の押印されたもの)を提出してください
・收受印のない場合は、納税証明書を併せて提出してください
→令和2年分の確定申告が完了していない方
・申告用の書類等を参考に、個別に対応します
→申請時から1年以内に創業された方(前年の比較対象月がない方)
・減少した月の直近3ヶ月の売上平均との比較で算出します

申請書提出先

倉吉市商工観光課

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253-1

(電子申請、Eメール、郵送、窓口申請)

倉吉商工会議所

〒682-0887 倉吉市明治町1037-11

(窓口申請)

問合せ先：倉吉市商工観光課 市役所第2庁舎3階(堺町2丁目253-1)

☎：0858-22-8129 ✉shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

経営者チャレンジアップ支援事業(新規)

市内において、専門機関（金融機関、M&A仲介会社等）との協力による新分野展開、事業再編、事業承継に取り組む場合または自社努力による新型コロナウイルス感染症感染防止に向けた感染対策など新しい生活様式の中で経営改善の対策に取り組む事業者を複合的に支援。

【取組例】

- 新分野展開 … オンラインサービス導入（EC通販、ホームページの立上げ）等
事業再編 … コンサル・中小企業診断士等により自社の事業を見直し再構築を図る取組み等
事業承継 … 第三者承継の他、事業承継・引き継ぎを図るため専門機関等への委託の際に生じる着手金、手付金その他の初期費用を支援。
ただし、成功報酬は対象としません。
予防対策 … マスク・消毒液・感染拡大防止用の消耗品、新型コロナウイルス抗体検査キットを活用し、お客様へ自社の安心安全をPRする取組み
※複合的に取組む場合も対象（例：コンサルを投入し、EC通販を立ち上げる等）

【支援】

補助金： 補助率3/4 上限50万円

申請書提出先

倉吉市商工観光課 〒682-8633倉吉市堺町2丁目253-1

空き店舗・持ち家の貸出・借受希望の皆さまへ

市では、中心市街地指定区域における空き店舗・空き家などの未活用資源を商業用施設として新たに改修・整備する取組を支援し、区域内の魅力向上を目指します。空き店舗・持ち家の貸出希望、借受希望の方は市商工観光課へご連絡ください。

【事業の一例】

- ①にぎわいのある商店街づくり支援事業（支援：事業費の1/2、上限100万円）
指定区域内にある空き店舗を新たに店舗として活用
- ②企業版ふるさと納税活用事業（支援：事業費の1/2、上限300万円、新年度公募予定）
指定区域内にある空き家・空き店舗を新たに商業用施設として活用

【支援対象例】

飲食店、物販・小売店、宿泊サービス施設、観光体験施設、アート芸術作品の製作販売施設 等

鳥取県よろず支援拠点による特別相談会について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の雇用の維持と事業の継続が可能な環境を支援するため、鳥取県よろず支援拠点（中小企業庁）による特別相談会を市役所にて実施しております。国による各種支援策の他、経営支援・経営改善策等、様々な相談の窓口としてご利用ください。開催日時等については随時、市ホームページ等でお知らせします。

問合せ先：倉吉市商工観光課 市役所第2庁舎3階（堺町2丁目253-1）

☎：0858-22-8129 ✉shoukou@city.kurayoshi.lg.jp